



申15号

新型コロナウイルスに対する組合員の 本日提出!! 不安解消を求める緊急申し入れ 要求項目

1. 出勤時において組合員・社員に感染の疑いがある場合は、点呼等において管理者から医療機関の受診や帰宅を指示すること。
2. 組合員・社員及び家族に感染の可能性があり出勤できない場合の勤務の取扱いについては、有給の休暇とすること。
3. 感染に伴う診断書及び治癒証明書の費用については、会社の負担とすること。
4. 感染に伴い、業務に従事できない組合員・社員が拡大した場合の列車の運行確保や減便ダイヤの設定などを想定した対策を行うこと。
5. 改めて、全職場にマスク、消毒液の配備を行い、全社員にマスクを着用して執務する指示を行うこと。

JR東労組は、当初から会社と議論を行い感染防止の対策を確認してきました。しかし、更なる感染拡大によって組合員の不安が増大しています。職場から「組合員本人が感染してしまうことへの不安」「感染した場合の勤務と賃金補償についての不安」など、さまざまな声が届いています。

そのため、組合員の不安を解消し、感染拡大防止のために申し入れを行いました。

組合員の健康を守り、不安解消のために精力的に団体交渉を行います!!